

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 富加町社会福祉協議会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富加町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところの意による。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第10条及び第25条に定めるとおり無報酬とする。

- 2 常勤の理事のうち、職員を兼務する理事は、職員として給与規程、退職金規程及び旅費規程に定められた給与等を支給し、役員等の報酬は、無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準とし、同法の規定に基づき公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月21日より施行する。